



高次脳機能障害や運動機能障害を抱えて自宅へ帰り、地域での生活が始まることへの不安ははかりしれないものです。しかし、地域によっては利用できる福祉資源や支援体制はいまだ不十分です。ただし、現在ある制度を最大限に活用しつつ、家庭、地域での生活に向けて準備して行くことが大切です。障害の状態や年齢によっても利用可能な制度、資源には違いがありますので、簡単に紹介します。

### 市町村障害福祉窓口

市町村の障害福祉課が担当窓口となります。障害福祉サービスの利用や、現在利用できる手当等の情報提供を受けることができます。

### 相談支援事業所の利用

障害者総合支援法の市町村事業として実施されています。身近な地域の障害福祉サービスに関する情報が集約されていますので、ご相談ください。

### 身体障害者手帳の利用

ヘルパー、入浴サービス、住宅改修、デイサービス、ショートステイ、生活訓練（機能訓練）・就労継続支援や就労移行支援の利用などが出来ます。

### 精神障害者保健福祉手帳の利用

精神障害を持つ方への福祉サービスは身体障害、または知的障害を持つ方への福祉サービスとほぼ同様です。窓口は各市町村の障害担当課です。

### 介護保険の利用（脳外傷の場合は65歳以上）

市町村の介護認定審査会が介護を要すると認定した場合、介護保険によるサービスが受けられます。

### 訪問看護ステーションの利用

医療保険または介護保険での利用となります。かかりつけの医師の指示書により訪問看護を行います。訪問看護は、実際の介護や看護の指導、医師の指示に基づく医療的処置などを行います。



## 社会福祉協議会

県市区町村に住民の福祉増進を図ることを目的に設立されています。社会福祉協議会の機能や活動内容は様々ありますが、福祉情報の提供や援護、相談も行っているため、例えばボランティアや民間ヘルパーを探す時なども利用出来ます。



入院中から外泊訓練を行うなかで、実際に介護をしていて困ったことや必要なことなどが具体的に becoming くると思います。先に述べた制度が全てではありませんが、現在ある制度をうまく使い分けたり、また使うタイミングをはかったりしながら準備をしていくこととなります。受傷の原因が労災や交通事故の場合は、労災保険や自動車保険を利用することも出来ます。



短い入院期間のなかで、治療、介護、看護等について退院後の予測をたてながら一つずつ準備していくことは大変かと思えます。在宅生活の準備をすすめていく際には、抱えている不安や疑問を早めに解決することが大切です。制度の利用についてもすぐに対応できることもあれば、調整に時間がかかることもありますので、担当スタッフを積極的に利用してご相談ください。